

未来投資会議運営要領（案）

平成 28 年 9 月 12 日  
未 来 投 資 会 議

（会議の運営）

第 1 条 未来投資会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営  
に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（開催）

第 2 条 会議は、議長が招集する。

2 議長は、会議を招集すべき日時が決まり次第、議長が適当と認める方法に  
より、遅滞なく、公表する。

（構成員の出欠等）

第 3 条 会議を欠席する構成員は、代理人を会議に出席させ、又は他の構成員  
に議決権の行使を委任することはできない。

2 会議を欠席する構成員は、議長を通じて、当該会議に付議される事項につ  
き、書面により意見を提出することができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議の開催場所とは別の場所にいる  
構成員に対し、情報通信機器を活用して会議に出席させることができる。

（議事）

第 4 条 会議は、議長が出席し、かつ、構成員の過半数が出席しなければ、議  
決することはできない。

2 議事を決するに当たり、議長は出席する構成員全員の同意を得るよう努め  
なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、出席する構成員全員の同意を得られない場合に  
は、議長が会議の議論を踏まえた上で、議事を決する。

（緊急時の特例）

第 5 条 議長は、会議を招集した場合において、構成員の過半数が出席するこ  
とが困難であり、かつ、緊急に会議の審議及び議決を経ることが、会議の目  
的達成のために必要と認めるときには、前条第 1 項の規定にかかわらず、会  
議を招集し、会議は審議及び議決を行うことができる。

2 前項の規定により審議及び議決された事項については、議長が次に開かれる会議において、当該審議及び議決を報告するものとする。

(審議の内容等の公表)

第6条 議長又は経済再生担当大臣は、会議における審議の内容等を、会議終了後、遅滞なく、適当と認める方法により、公表する。

(議事要旨)

第7条 議長又は経済再生担当大臣は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第8条 議長又は経済再生担当大臣は、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

2 前項にかかわらず、議事録の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼす恐れがある場合は、議長が会議の決定を経て非公表とすることができる。

(雑則)

第9条 この運営要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。